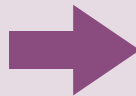


介護サービス、総合事業を利用するには

■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340(内)113・132・135

65歳以上の方の「介護や支援」「介護予防」のために、『介護保険』『介護予防・日常生活支援総合事業』という制度があります。

65歳以上で、支援や生活改善が必要な人
(要介護・要支援認定者を含む)



美浦村地域包括支援センターまたは
村福祉介護課まで相談しましょう。

希望するサービス、利用者本人の状態から
利用する事業を確認します。

◆ 介護予防・日常生活支援総合事業とは

～自立に向けた次のステップを目指して～

介護予防・日常生活支援総合事業(以下総合事業と言う)は、介護予防ケアマネジメントに基づき、要支援状態から自立に向かうこと、また重度化を予防することを目指します。

自立に向けて目標を立て、一定期間サービスを利用しながら、その達成に向けて取り組みます。また、支援を受けるだけでなく、「参加」「活動」の視点を取り入れて、高齢者自身が社会参加し支援する側に回ることで、元気な高齢者が役割を持ちながらいきいきとした生活を続けていくことを大切にします。

●サービス利用の手続きについて

総合事業の介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合、基本チェックリストで事業対象者(介護予防・生活支援サービス事業対象者)に該当すれば、要介護認定を受けなくてもサービスを利用することができます。また、一般介護予防事業は65歳以上のすべての人が利用できます。

●必要なときにはいつでも要介護認定申請ができます

事業対象者となった後やサービスを利用し始めた後も、必要なときにはいつでも要介護認定申請ができます。

◆ 各種サービス

介護サービス

《要介護1～5の人》

- 訪問介護
- 通所介護
- 訪問看護
- 通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与 など

介護予防サービス

《要支援1・2の人》

- 訪問看護
- 通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与 など

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

《要支援1・2の人、基本チェックリストに該当した人》

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- 介護予防支援事業(ケアマネジメント)

一般介護予防事業

《65歳以上のすべての人》

- 介護予防教室
- 元気アップ教室